平成30年度第2回 倉敷市地域福祉基金運営委員会

日 時 平成31年2月1日(金) 9時30分~10時23分 会 場 倉敷市役所本庁舎6階 601会議室

出席者

委員 中西委員,植田委員,平井委員,森脇委員(監事),岡本委員(会長),榊原委員(監事),平岡委員,藤田委員,永瀨委員(副会長)

事務局

保健福祉局) 尾崎副参事

保健福祉推進課)丸野課長主幹,渡辺主幹,金田主任,佐藤(隆)副主任,山砥主事

欠席者 中野委員

傍聴者 なし

議事内容 (要旨)

1 開 会

委員9名の出席により、倉敷市地域福祉基金運営委員会規約第9条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを確認し、開会を宣言した。規約に基づき、会議の進行を岡本会長に依頼した。

- 2 議事(発言者:◎会長 ○委員 ■事務局)
- (1) 平成30年度事業の中間報告について
- 資料に従い説明を行った。
- 「しらかべ号」の見送りに参加したが、皆さん楽しんで行かれており、決算報告書も問題ないと思う。 また、「地域共助型ボランティア育成事業」の支出について事務局から提案があったが、本来ならば 社会福祉協議会が支出超過分を負担するところ、災害の発生により事業を中止した中で、超過分を基 金から補填できないかという提案だったが、この処理でよいと思う。また、今年度は寄付金がなく、 若干目減りしているが、広く市民の皆さんに呼びかける努力はしていると思う。
- ◎ 先ほど発言があったように、「地域共助型ボランティア育成事業」において、災害のために活動ができず、また準備の段階で支出があったことで、社会福祉協議会で努力はされたが超額分が30、492円発生しており、その不足分に対して補填するということである。委託契約書の第8条「疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ定める」により審議をさせていただくということだが、これに対して、承認したらどうかという意見がでた。
- 「地域共助型ボランティア育成事業」を中止決定する前に購入している台車や折りたたみコンテナは、 消耗品ではなく次年度も使えるため、来年度は若干支出が減るのではないかという期待もあり、今回 はこのままでいかれたらいいのかなと思う。
- ◎ 次年度の活動に向けて有効活用していただきたい。

- (2) 平成31年度事業計画(案) について
- 資料に沿って説明を行った。
- ◎ 委託事業の予算額は、消費税増税分を予算に上乗せしているところが、特に変更点かなと思う。
- 委託事業は成果や効果が十分あるので、行うべきだと思う。募集の件についても、今回は災害があり、

いろんな方々のボランティアへの意識が大変大きくなっているというのと,そうした中で私たちができることをやって行こうという行動が起きる中では,新規の募集が期待でき,是非ともやっていけたらと思うので,この事業計画で進めていただけたらと思う。

- 先ほど、今年度の「地域共助型ボランティア育成事業」の経費で消耗品等を買っているもので、翌年度に繰り越せるものは繰り越しをというご意見をいただいた。事業計画の消耗品のところで同じようなものを買うような説明があるので、今日の委員会でそういう意見があったということを社会福祉協議会にお伝えし、見直しが出来る部分は見直していただくようお伝えしたらどうかと思うがどうか。
- ◎ 社協にお伝えして有効活用していただくということで、基金の趣旨を理解していただくようにするということでよいと思う。
- 4月1日から5月31日までの期間が新年度の募集期間になるが、申請書には平成31年度と書かれている。4月までは平成31年度でよいが、5月1日以降は元号が変わるので今の申請書では無理があると思う。新元号は4月1日の発表になるが、それ以前に印刷して申請書を配ることになるので、4月に申請を出されるところはよいが、例えば2019年度とかにしないといけないのではないか。
- 基金だけではなく市役所の全体の手続きで、元号の取り扱い方などの規定はあるのかなと思う。
- 元号改正で、例えば、今年度に限り平成31年というのが5月以降も経過措置的に使われる形になるのかどうか、その辺りの全容が見えていないので、年度としてもおそらく平成31年度という言葉を使用し、5月になってから初年度といったことにはならないのではないかと思う。4月以降の発表でどういう形になっていくかということで対応させていただけたらと思う。
- ◎ 市役所全体の動きになると思うので合わせていただけたらと思う。
- ◎ 真備の災害もあったので、ボランティアの方が支援していくという視点で、立ち上げのところで積極的に基金を活用いただけたらと思う。

(3) その他 まび健康クラブ「絆」(助成団体)の今後の活動について

■ まび健康クラブ「絆」は助成2年目の団体で、「まびいきいきプラザ」を拠点に健康教室を実施することで、真備地区における健康寿命の延伸を図り、いきいきとした生活を送るため健康の保持増進を図ることを目的に活動している。7月の豪雨災害に伴い、会長を始め会員の方々は被災され、「まびいきプラザ」も使用できない状況となったことで、現在は活動を休止しているが、先日、会長から今後の活動の方向性についての連絡を受けた。

災害発生前の平成30年4月から6月までの3ヶ月間は、計画どおり活動されたが、平成30年7月から平成31年3月までの活動は実施不可能となり、その期間は活動を休止する予定である。来年度以降の活動は、真備地区にある施設や総社市にある施設において、活動を再開することを検討されている。これらの施設を選ばれた理由だが、会員や参加者には、総社市に一時的に避難されている方が多く、真備以外の市内の施設だと利用しにくいため、集まりやすい真備地区や、総社市の施設を一時的に利用できないかとのことである。なお、総社市の施設は、あくまで代替施設であり、「まびいきいきプラザ」の復旧後は、従前どおり、真備地区での活動に戻る予定である。

また、助成金については、平成30年度に助成を受けず、平成31年度、32年度を、2年目、3年目として取り扱っていただきたいとの申し出があった。これは、助成2年目である今年度の大半の活動を、やむを得ず休止することとなったため、来年度を2年目として再開したいためである。

なお、補足となるが、現在の会員や参加者の中には、被災の状況により活動を再開することができな

い方もいらっしゃるので、新たな会員・参加者も募られるようである。

以上,「総社市での活動を一時的に認めること」及び「今年度は助成を受けず来年度以降の活動を2年目,3年目として取り扱うこと」の2つについて,適当であるかご審議いただきたい。

- 3年目の申請が2年目になるため、助成額も75、000円になるということか。
- 資料3には、今の状況のままいくと平成31年度に3年目となるため50、000円としているが、 もし変更の了承をいただければ、平成31年度は75、000円とするということである。
- よいと思う。
- 助成要綱第5条には助成額の規定があるが、第6条には「助成期間は3年以内とする」とある。この 3年の解釈を、連続で3年とするのか、飛び飛びでも3年とするのか、判断の仕方が細かく要綱の中 に示されていないので、要綱をきちんと考える必要があると思う。感覚的には連続で3年ということ だと思うが、連続とは書かれておらず、1年目を実施して1回空けて、次に2年目の申請を認めると いうような解釈もでき、「絆」も1年休止して次を2年目とすることでおかしくなることはないと思う ので、そのようにしてよいと思う。適当にではなく、要綱にちゃんと書かれていると判断ができる。 ちゃんとした理由は必要ではないかと思う。
- 委員会があるのだから、その委員で話ができたのでよかったと思う。
- 事務局としても、原則はやはり3年連続だと思うが、今回のような、自然災害でやむを得ず休止という形になった場合は、そういう判断も出来るのではないか、ということで提案させていただいているので、承認いただけるのであればそのようにさせていただければと思う。要綱もそのように解釈できるということで考えている。
- 「まびいきいきプラザ」は、いつ頃どのようになるのかまだ分からないのか。
- 12月補正予算で設計委託の予算を了承いただいており、これから設計をしていく段取りになっているが、はっきりいつ完成というのは、まだ目処として立っていない。できるだけ早くとは思っているが、ある程度大きな施設でお金もかかるので、2年くらいはかかると思っている。
- ◎ 次の審議にも繋がってくるが、もし倉敷市で適当な場所が見つかったら、また戻っていただいて活動をされるということか。
- もちろん倉敷市内でというのが本来の原則である。
- 先ほども説明させていただいたが、真備地区にある施設をベースに、総社市の施設も代替的に使うということなので、総社市だけで活動されるというわけではなく、主たるは真備で活動し、真備の施設が使えなかった場合に総社市も視野に入れて活動するということで、ご理解いただけたらと思う。
- ◎ 具体的に総社市の何処か。
- 総社市でされたいというご意見は聞いているが、まだ施設を調整されている段階である。

- 続いて、施設の確保ができないことによって、仕方なく中止の選択をされた場合の取り扱いについて、 ご審議いただきたい。平成30年4月から6月までの3ヶ月間は活動を実施しているので、一部消耗 品等の支出がある。先程、平成30年度の支出について、活動を継続する場合は助成しないこととなったが、中止となった場合は、その支出分について、今年度の助成の対象として取り扱ってもよいか。 また、今年度の支出分について、中止になった場合でも団体で負担すると申し出があった場合は、申 し出のとおり助成を行わないこととしてよいか。
- ◎ 今年度3か月分の助成を認めるということは、内容は具体的に何を認めるのか。

- 支出状況を確認したところ、本来は講師料が大半を占めるところ、この3ヶ月は、講師のご好意により無料となったため、それ以外の一部の消耗品により数千円の支出が発生している。
- 最初の助成期間を延ばす話の時に、今年度は請求しないと言われなかったか。
- そうである。来年度、再来年度を2年目・3年目とする場合は、来年度の支出となる。
- そう言われていたのに、またこの話が出てくるというのがよく分からないのだが。
- 代替施設が見つらなかった場合は、活動を休止するのではなく中止する方向で考えられており、今年 度分のみ支出が発生するため、今年度を認めるかどうかということである。
- 今後,活動を続けないという場合か。
- そうである。
- その時の対応により認めるということで、どちらになっても認めるということでよいと思う。
- 今後も活動を続ける場合は助成を後にもっていき、続けない場合は精算をすべきだと思う。
- 事務局への対応一任でよいと思う。助成はいらないという意思が出る場合もあるし、いただきたいという意思が出る場合もあるので、そこの判断は事務局に任せたらよいと思う。
- ◎ 休止と中止とでは考え方が違う。今のは中止の場合の対応ということである。

- どちらの提案も承認いただいたので、詳細が決まったら報告させていただく。
- 3 閉会

以上により,議事を終了